

(資料3)

事 務 連 絡

平成 23 年 8 月 5 日

各都道府県消防団担当課 }
各政令市消防団担当課 } 御中

消防庁国民保護・防災部
防 災 課

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正について

消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）第2条第3項に定める指定法人と消防団員等公務災害補償等責任共済契約を締結している市町村等の、当該基金又は指定法人に対する掛金については消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第4条第1項及び第2項において規定されているところです。

東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者は、251名（8月3日現在）に上っております。その多くが公務中であったため、当該団員の属する市町村は、確実な公務災害補償を行う必要がありますが、そのための財源措置が課題となっていたことを踏まえ、下記内容の政令改正を行うことといたしております。

これにより公務災害でお亡くなりになった消防団員の方々への公務災害補償の確実な実施が確保されることとなるものであり、都道府県におかれましては、関係市町村及び関係一部事務組合に対して、この内容を周知いただくとともに、各市町村においては、必要な予算措置等、その取扱いに遺漏なきようよろしくお願いいたします。

なお、この改正に係る市町村の負担増については、特別交付税により、個々の市町村に措置されることとなっておりますことを申し添えます。

記

1. 改正内容

平成23年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金を、団員1人あたり1,900円から24,700円に引き上げることとしたこと。
引上げ分に相当する掛金の支払期限を12月末日としたこと。

2. 施行期日

公布の日（平成23年8月10日予定）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令 の一部改正について

1. 改正の趣旨

東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者は、251名(7月27日現在)に上る。

その多くが公務中であったため、市町村が、消防団員等公務災害補償等共済基金に対し、平成23年度に限った特別な掛金を支払うことにより、被災した消防団員の公務災害補償の確実な実施を確保する。

(注) 市町村と消防団員等公務災害補償等共済基金(消防団基金)は、「消防団員等公務災害補償責任共済契約」を締結し、市町村が消防団基金に掛金を支払った上で、消防団基金は、市町村に対する損害補償に要する経費の支払や、市町村に代わっての福祉事業を実施している。

2. 改正の概要

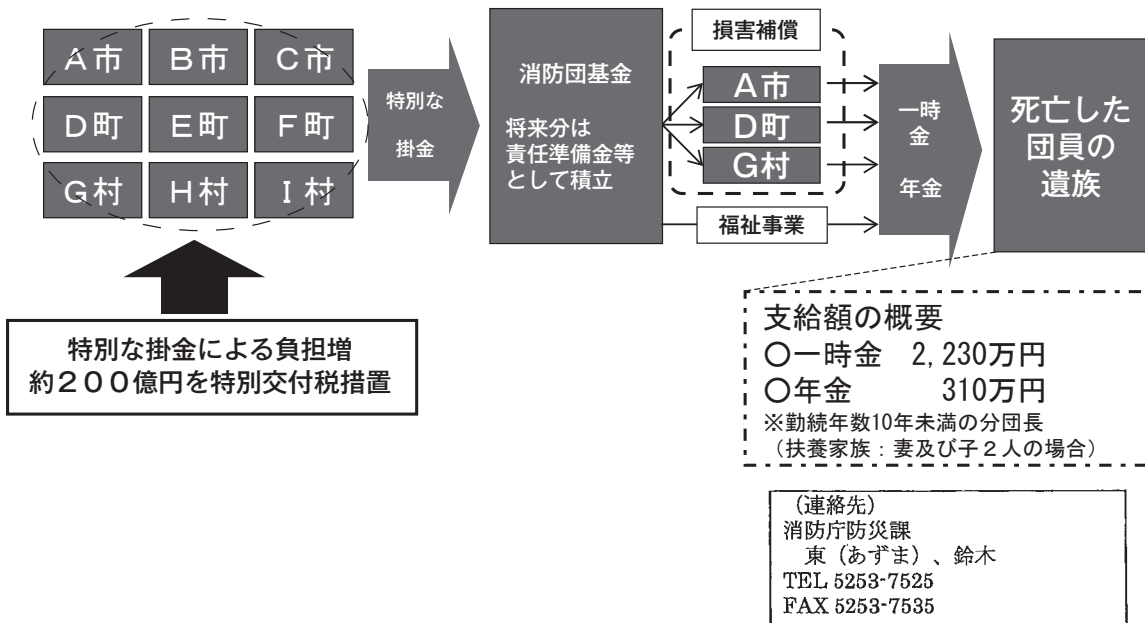
消防団員及び水防団員の条例定数による一人当たりの掛金の額1,900円を平成23年度に限り、22,800円引き上げ、24,700円とする。

※ なお、特別な掛金による各市町村の負担増については、特別交付税により措置する。

3. スケジュール

政令改正の閣議予定日:平成23年8月5日(金)

施行日:公布日と同日



[参考]

平成23年度地方交付税について

地方交付税の種類

- 普通交付税：教育、福祉、公共投資等の通常の行政に係る標準的な財政需要について、原則として4月、6月、9月、11月に交付(94%)
- 特別交付税：災害等の普通交付税で算定できない特別の財政需要について、原則として12月、3月に交付(6%)

総額の推移

		総額	普通交付税	特別交付税 (単位:億円)
平成23年度	当初予算	173,734	163,309	10,424
	補正予算第1号	1,200	—	1,200
	補正予算第2号	5,455	884	4,571
	計	180,389	164,193	16,195

8月5日決定

被災団体等への交付状況

○普通交付税

<u>4月</u>	4月概算交付及び6月分繰上げ交付 (6,317億円) (3,584億円)	9,902億円
<u>6月</u>	6月概算交付及び9月分繰上げ交付 (3,372億円) (4,409億円)	7,781億円
<u>9月・11月(予定)</u>		9,582億円

○特別交付税

<u>4月</u>	第1回特例交付(応援団体の経費も対象)	762億円
<u>8月下旬～</u> <u>9月上旬頃(予定)</u>	第2回特例交付を検討中 (第1回特例交付後におけるデータ更新分、被災者生活再建支援基金への追加拠出等)	財政需要を照会中
<u>12月・3月(予定)</u>	定例交付 (被災地の復旧・復興に伴う財政需要、消防・警察賞じゅつ金等)	今後の財政需要を踏まえて措置

消防災第265号
平成23年8月10日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を
改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第254号）が、平成23年8月10日に公布、施行されました。については、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合に対し、下記事項に留意の上、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるよう周知願います。

記

1 改正の趣旨

東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払等の安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、市町村及び水害予防組合が消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に支払う掛金の額を引き上げること。

2 改正の内容

平成23年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を団員1人当たり1,900円から24,700円に引き上げたこと。（第4条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号）

3 適用関係

平成23年度に限り、改正後の掛金の額から改正前の掛金の額を控除した残額に相当する金額の掛金の支払期限を原則12月末日とするなど、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に対する市町村及び関係一部事務組合の掛金について、支払期限の特例を設けたこと。
（改正政令附則第2項）

事務連絡
平成23年8月10日

各都道府県消防団担当課 }
各政令市消防団担当課 } 御中

消防庁国民保護・防災部
防 災 課

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の
一部を改正する政令による掛金の引き上げ額について

東日本大震災による消防団員の死者・行方不明者は、251名（8月3日現在）に上っており、その多くが公務中であったため、当該団員の属する市町村は、確実な公務災害補償を行う必要があります。

そのため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）が改正され、平成23年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金が、団員1人あたり1,900円から24,700円に引き上げられ、その引き上げ分に相当する掛金の支払期限が原則として12月末日とされるとともに、この改正に係る市町村の負担増については、特別交付税により、個々の市町村に措置されることとされているところです。

この改正による引き上げ額（22,800円）は、消防団員等公務災害補償等共済基金の各市町村等への調査結果を基に、一定の前提をおいて計算したものです（詳細は別紙のとおり）。

これにより公務災害でお亡くなりになった消防団員のご遺族への公務災害補償の確実な実施が確保されることとなるものであり、都道府県におかれましては、関係市町村及び関係一部事務組合に対して、この内容を周知いただくとともに、各市町村においては、必要な予算措置等、その取扱いに遺漏なきよう、重ねてお願いいたします。

なお、公務災害の認定の手続については、現在まさにその作業が進められているところであり、実際の公務認定の結果については、今回、計算に用いた数値とずれることも想定されますので、その取扱いについてはご留意願います。

